

近畿2府8県政記者クラブ配布

資料提供			
月日	発表者	問合せ先	
		電話番号	担当者
8月17日（月） 午前10時	関西広域連合広域防災局広域企画課 〔 兵庫県企画県民部防災企画局 防災企画課広域企画室 〕	078-362-9806	課長 平田 正教 課長補佐 青木 勝一

※ 近畿2府8県：福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

広域避難に係る民間事業者団体等との包括協定の締結について

大規模広域災害時の広域避難に備え、放射線被ばくの防止、二次避難先の早期確保等のため、近畿2府8県、関西広域連合及び各関係団体との間で協定を締結しますので、お知らせします。

1 協定の概要

協定名	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定
相手方	○近畿2府8県放射線技師会(10団体) 及び日本診療放射線技師会	○近畿2府8県宅建業協会(10団体) ○全日本不動産協会近畿2府8県本部(10団体) ○全国賃貸住宅経営者協会連合会及び日本賃貸住宅管理協会
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・府県放射線技師会は、原子力災害時において、府県からの要請に基づき、住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導・実施等に協力 ・他府県への協力を要請する必要がある場合は、広域連合が応援調整を実施 ・その際、日本診療放射線技師会は府県放射線技師会間の調整等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結団体は、大規模広域災害時において、府県からの要請に基づき、次の業務に協力 <ul style="list-style-type: none"> ①被災者への利用可能な空き家（空き室）情報の提供及びそれに基づく住宅のあっせん ②応急借上げ住宅（府県が借上げて供与する応急仮設住宅）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力 ・他府県へ協力要請した場合に、要請を受けた府県での対応が困難なときは、広域連合が応援調整（又は要請の取りまとめ等）を実施

【本文】

- 原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・別添1
- 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定
 - 近畿2府8県宅地建物取引業協会・・・・・・・・・・・・・・・・別添2
 - 全日本不動産協会近畿2府8県本部・・・・・・・・・・・・・・・・別添3
 - 全国賃貸住宅経営者協会連合会及び日本賃貸住宅管理協会・・・・・・・・別添4

2 協定締結日 平成27年8月17日

原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、福井県診療放射線技師会、三重県診療放射線技師会、滋賀県放射線技師会、京都府放射線技師会、大阪府放射線技師会、兵庫県放射線技師会、奈良県放射線技師会、和歌山県放射線技師会、鳥取県診療放射線技師会及び徳島県診療放射線技師会（以下「府県放射線技師会」という。）並びに日本診療放射線技師会は、原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する相互の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会が相互に協力して、原子力災害時の汚染スクリーニング等を円滑に実施することにより、住民等の放射線被ばくを防止し、住民等の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 府県は、原子力災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、府県放射線技師会に対し協力を要請するものとし、府県放射線技師会は、可能な限りこの要請に応じる。

- 2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、その暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。
- 3 府県は、原子力災害時において、府県放射線技師会に対し協力を要請したときは、本協定に基づくものか否かに関わらず、広域連合に対しその旨を報告する。
- 4 府県は、他の府県の放射線技師会に対し協力を要請する必要があるときは、広域連合に対し他の府県との調整を要請することができる。
- 5 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に通知するとともに、日本診療放射線技師会に府県放射線技師会に対する支援及び府県放射線技師会間の調整を要請する。なお、広域連合が行う他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。
- 6 応援府県は、前項の通知を受けたときは、当該府県の放射線技師会に対し協力を要請する。
- 7 第1項後段及び第2項の規定は、前項の場合及び第5項により日本診療放射線技師会に要請する場合に準用する。

(業務内容)

第3条 この協定により府県が府県放射線技師会に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導並びに実施
- (2) 放射線に関する専門的見地からの助言
- (3) 医療現場における患者及び医療従事者の放射線被ばくの防止に関する業務
- (4) その他住民等の放射線被ばくの防止に関する業務

(協力事項)

第4条 府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会は、前条の業務を円滑に実施するため、連絡担当者を定め、平時より相互に情報の共有に努めるとともに、次の事項について相互に協力して実施するよう努める。

- (1) 原子力災害時の汚染スクリーニング及び除染に備えた人材育成
- (2) 住民等に対する放射線被ばくに関する知識の普及
- (3) その他協定の目的の実現に資すること

(費用負担)

第5条 第2条の規定により、府県放射線技師会が実施した業務に要した費用は、要請を行った府県（以下、「要請府県」という。）が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請府県と府県放射線技師会が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 府県放射線技師会は、業務の終了後、当該業務に要した前項の費用について要請府県に請求する。

2 要請府県は、前項の請求があったときは、内容を確認し、当該府県の規定により、その費用を府県放射線技師会に支払う。

(従事者の災害補償)

第7条 この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した府県放射線技師会の会員が、負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、府県は、次に掲げる場合を除き、当該府県の規定に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該損害が業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、府県放射線技師会及びその会員が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(支援体制の整備)

第8条 府県放射線技師会は、原子力災害時における広域的な連携を確保するため、広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努める。

(協力会員名簿の提出)

第9条 府県放射線技師会は、その会員の名簿と所有する機材の一覧を毎年度1回、府県及び広域連合に提出する。

(個別協定との関係)

第10条 この協定は、府県が放射線被ばくの防止に関して、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会と個別に締結している協定(この協定の適用日以降に締結するものを含む)の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人福井県診療放射線技師会

会長 福 島 哲 弥

一般社団法人三重県診療放射線技師会

会長 山 田 隆 憲

公益社団法人滋賀県放射線技師会

会長 松 井 久 男

公益社団法人京都府放射線技師会

会長 轟 英 彦

公益社団法人大阪府放射線技師会
会長 牧 島 展 海

公益社団法人兵庫県放射線技師会
会長 清 水 操

公益社団法人奈良県放射線技師会
会長 高 嶋 敏 光

一般社団法人和歌山県放射線技師会
会長 川 合 久 之

一般社団法人鳥取県診療放射線技師会
会長 大 久 保 誠

一般社団法人徳島県診療放射線技師会
会長 藤 原 良 介

公益社団法人日本診療放射線技師会
会長 中 澤 靖 夫

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が宅建協会に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する宅建協会に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 府県は、自府県以外の府県に所在する宅建協会に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。

3 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する宅建協会では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。

4 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第3条 宅建協会は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関する事
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関する事
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関する事
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、宅建協会その他府県の定める者に委託等することができる。

(宅建協会の役割)

第5条 宅建協会は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関する事
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 府県から委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、宅建協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項から同条第4項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会
公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会
公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会
公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒井正吾

和歌山県

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会

会長 加藤信一

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会

会長 山路忠

公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会

会長 小寺和之

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会

会長 大工園隆

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

会長 阪井一仁

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

会長 山端和幸

公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会

会長 吉村岩雄

公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会

会長 赤間 淳 巳

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会

会長 池上 博 行

公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会

会長 木村 正 美

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の全日本不動産協会府県本部（以下「不動産協会府県本部」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が不動産協会府県本部に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する不動産協会府県本部に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
 - 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力
- 2 府県は、自府県以外の府県に所在する不動産協会府県本部に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。
- 3 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する不動産協会府県本部では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。
- 4 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第3条 不動産協会府県本部は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

- 2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会府県本部その他府県の定める者に委託等することができる。

(不動産協会府県本部の役割)

第5条 不動産協会府県本部は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 府県から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会府県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項から同条第4項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部

公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部

本部長 吉 田 啓 司

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

本部長 東 辻 広 行

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

本部長 中 川 俊 寛

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部

本部長 坊 雅 勝

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

本部長 三 本 皓 三

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部

本部長 南 村 忠 敬

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

本部長 梅 原 寛 克

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部

本部長 坂 本 俊 一

公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

本部長 三 橋 英 雄

公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部

業務執行者

公益社団法人全日本不動産協会

理事長 原 嶋 和 利

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「ちんたい協会等」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県がちんたい協会等に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、ちんたい協会等に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 府県からの要請が重複するときは、広域連合は、ちんたい協会等の求めに応じ、府県の要請の取りまとめ等必要な調整を行う。なお、調整にあたっては、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第3条 ちんたい協会等は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である家主、賃貸住宅管理業者及び宅地建物取引業者（以下「会員」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及びちんたい協会等の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、ちんたい協会等その他府県の定める者に委託等することができる。

(ちんたい協会等の役割)

第5条 ちんたい協会等は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 府県から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、ちんたい協会等と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及びちんたい協会等の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長 川 口 雄 一 郎

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
会長 末 永 照 雄